

第2章 環境保全の視点が社会・経済活動に 織り込まれた地域社会へ

環境に対する高い県民意識を活かした環境づくりを推進するため、各主体が持つ環境に関する情報の積極的な開示を促すとともに、県民の意見を行政の政策決定に反映させる機会を充実させるなどの取組が必要です。また、複雑化、多様化する環境問題の課題を明らかにし、その解決を図っていくための基盤として、総合的な試験研究を進め、環境情報を提供していくことが必要です。

地域との協働・住民参加

● 環境影響評価制度

〈環境政策課〉

大規模な開発事業などを行う場合、それが環境に与える影響について、「環境影響評価法」、「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、事業者自らが事前に大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目について、調査・予測・評価を行い、環境の保全を図るための制度です。

平成23年（2011年）4月に環境影響評価法が一部改正され、事業検討段階において環境影響評価を実施する計画段階配慮書の手続きが創設されたことなどに伴い、県条例についても法改正の趣旨を踏まえ、平成25年（2013年）3月に必要な改正を行いました。

◆ 手続きのあらまし

計画段階環境配慮書（平成26年4月施行）

* 配慮すべき事項の検討結果を取りまとめたものを記載

（公告・縦覧） ▼ （住民・知事意見）

環境影響評価方法書

* 調査の項目・地域・方法などを記載

（公告・縦覧） ▼ （住民・知事意見）

環境影響評価準備書

* 調査・予測・評価などを記載

（公告・縦覧） ▼ （住民・知事意見）

環境影響評価書

* 住民意見などを踏まえ準備書を検討・修正

（公告・縦覧） ▼

環境影響評価事後調査報告書

* 事後調査結果、結果を踏まえた保全対策

（公告・縦覧）

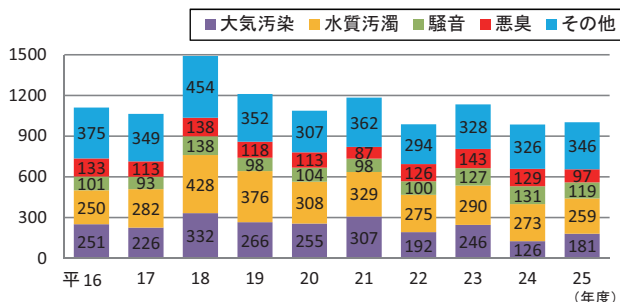
● 公害苦情および公害審査会

〈環境政策課〉

平成25年度に、県および市町が新規に受理した公害苦情件数は1,002件で、過去5年間では横ばい傾向にあります。このうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は674件でした。典型7公害のうち水質汚濁（259件）が一番多く、次いで大気汚染（181件）、騒音（119件）、の順になっています。

また、苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。本県では、学識経験者など10名で構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。昭和45年（1970年）の設置以来これまでに34件（平成26年（2014年）3月時点）の調停手続きを行っています。

◆ 公害苦情件数の推移



● 環境自治委員会

〈環境政策課〉

県民が参加して、健全で質の高い環境の確保を図るため、本県が行う事務や事業について、環境保全上適切に実施されていないと考えられる場合、県民は「滋賀の環境自治を推進する委員会（環境自治委員会）」に審査の申し立てを行うことができます。

環境自治委員会は、この申し立てを受けて、事務や事業の実施について調査審議し、是正が必要な場合には知事などに対して勧告を行うことができます。知事などは勧告を尊重して適切な措置を講じなければならないことになっています。平成25年度末までに9件の申し立てがありました。

● 環境自治

滋賀県では、地域の環境と深い関わりを持つ住民が中心となって、事業者や行政との協働により、地域に根ざした環境の保全・創造の取組を進めていくことを「環境自治」として、環境政策の基本概念に位置づけています。

● 淡海の川づくり

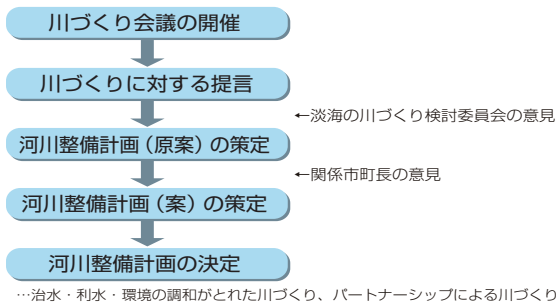
〈流域政策局〉

■ 川づくり会議

平成9年（1997年）に「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を大きな柱として、「河川法」が改正されました。本県でも、県管理河川の整備や管理のあり方（水害の軽減や河川環境の保全など）について、地域の皆さんの意見を反映した「河川整備計画」の策定作業を進めており、本県が実施する河川事業は、河川整備計画に基づいています。

本県自らの持つ情報を提供するとともに地域住民の河川に対する意見や、関係者（水利組合、漁業組合等）、生物環境アドバイザー、地域の有識者との意見交換、自然観察会など様々な活動を通して得られた川づくりへの意見、提案をとりまとめ、河川整備計画に反映させていきます。

◆河川整備計画の策定フロー



■今後の展開～地域がはぐくむ川をめざして～

川づくり会議で、共有した川の将来像に向けて、地域住民・市民の皆さんが主体的に川づくり(河川の整備や管理)に関与できるよう、以下のことを重点的に進め、地域がはぐくむ川の実現をめざします。

- ① 地域住民による川や水辺に関わる活動を積極的に支援します。
- ② 河川環境の保全に関わる活動などに、地域住民がより積極的に取り組むことができるような仕組みを検討します。

◆住民参加による川づくり

ー地域の個性を活かした多自然川づくりー



■ふるさとの川づくり協働事業
～地域の川は地域と協働で管理～

“ふるさとの川づくり協働事業”は、河川の維持管理において地域のみなさんとの協働を推進し、地域と行政が共に手を取り合って地域の川を「ふるさとの川」として守り育てていくことを目的とし、次の3本柱によって構成されています。

① 河川愛護活動

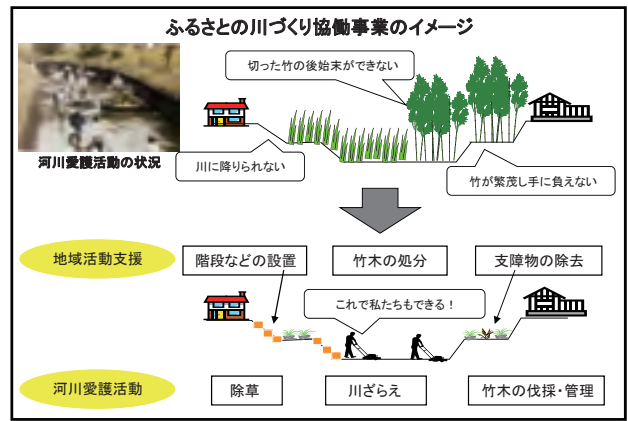
自治会等が行う「除草」、「川ざらえ」、「竹木の伐採・管理」といった河川の維持管理に対して、市町を介した委託により費用助成します。

② 地域活動支援

「支援施設整備(階段・通路など)」、「支障物の除去(竹木・堆積土砂の除去)」、地域による竹木の伐採・管理で発生する「竹木の処理」を県・市町が連携して実施することにより、地域活動を支援します。

③ 河川管理パートナー

地域の方に、河川管理パートナーとして、河川パートナー、地域への河川愛護にかかる啓発や情報発信、伐竹木の地域利用にかかるPR、河川敷内のゴミ対策にかかる市町との連携などを行っていただき、県・市町と地域の仲立ちとなって活動していただきます。



●フィールドレポーター
(市民参加型調査活動)

〈琵琶湖博物館〉

琵琶湖博物館では、開館翌年の平成9年から、フィールドレポーター制度を運営しています。「フィールドレポーター」とは、地域の方が滋賀県内の自然や暮らしについて、身の回りで調査を行い、その結果を定期的に博物館に報告していただくという「地域学芸員」のようなものです。任期は1年で、原則として毎年3月後半に募集し、更新すれば何年でも引き続き活動することができます。

◆平成25年度(2013年度)第1回調査

「カタツムリ調査」

(調査期間:平成25年(2013年)5月1日～8月31日)



公園の樹木で見つけたギュリキマイマイ

平成26年度は、「シイノキ調査」(5月・6月)、「アキアカネ調査」(8月～10月)を実施しました。

● みずすまし構想の推進

〈農村振興課〉

「みずすまし構想」は住民参加を基本として、農村地域の水質、生態系および景観の保全について、環境と調和した農業・農村を目指すという構想です。この構想の実現に向けて、各地域のみずすまし推進協議会が策定した行動計画に基づいて、環境に配慮した施設の整備や水質汚濁負荷削減に取り組む地域活動への支援を行っています。



● 農村地域住民活動支援事業

〈農村振興課〉

豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

このことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みずすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や専門家の紹介、普及啓発活動を行い、地域住民の主体的な活動の定着を支援しています。

また、農村地域で行われる環境保全活動を支援するため、多様な主体で構成された「みずすましネットワーク」の取組を推進しています。

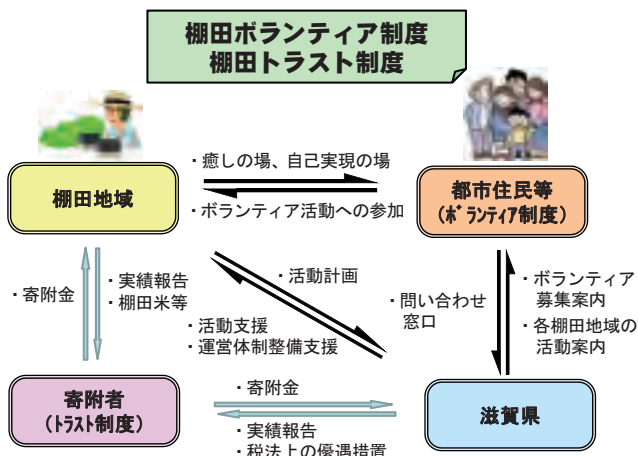
● 棚田保全ネットワーク推進事業

〈農村振興課〉

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源涵養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の頻発などにより、耕作されない棚田が年々増えているため、平成16年度より、「棚田ボランティア制度」を導入し、地域住民と都市住民とが協働で行う保全活動を支援しています。

現在は、県内9地区でボランティアを受け入れての保全活動が実施されており、平成25年度は延べ314人のボランティアの参加がありました。また、活動に取り組む地域間の情報交換や課題解決を目的に交流・研究会を実施しています。

さらに、平成21年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



● びわこ地球市民の森

〈都市計画課〉

本県では、緑を再生するための事業を、野洲川の廃川敷地の一部42.5haを活用して、県民をはじめ多くの人々とともに、長い時間をかけて、様々な生き物が暮らす豊かな森「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」と、「照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成」をコンセプトとし、植栽基盤、園路や駐車場などの施設は都市公園事業として整備を進め、植栽については、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を行っています。

森づくりのスタートした平成13年(2001年)の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成26年(2014年)3月末までに、延べ約45,944人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。また、植えた木の管理(草刈りや施肥など)も、一般から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりサポーター」の皆さんの手により「森づくりサポーター活動」として実施しています。

● 企業のCSR活動としての環境保全への取組

〈企画調整課、環境政策課〉

近年、企業においては、地域や社会に対する様々な貢献を通して、社会的な責任を果たそうとする意識が高まり、積極的な取組が展開されています。特に、社員やその家族による森林や棚田の保全活動、湖岸の清掃活動、ヨシ刈り体験など、様々な環境保全の取組が行われています。

また、本県では、琵琶湖を愛する方や滋賀の歴史・文化に魅力を感じる方、滋賀県を「ふるさと」として応援したいと思っておられる方の思いに応えるため、「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全や歴史的文化的資産の保存などに活用することとしており、この趣旨に賛同する個人や企業からの寄附も広がっています。

環境と調和した産業・まちづくりへの転換

● びわ湖環境ビジネスメッセの開催

〈モノづくり振興課〉

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に掲げ、持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成振興を図るため、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する日本最大級の環境産業総合見本市です。平成25年度は、10月24日から26日まで3日間開催し、延べ34,740人が来場しました。17回目となる平成26年度は、10月22日から24日まで県立長浜ドームで開催しました。



● 戦略的環境ビジネス育成の推進

〈モノづくり振興課〉

産学官金の関係機関をネットワーク化した「滋賀県環境産業創造会議」により、新エネルギー・省エネルギーや水環境ビジネスなどの新規成長分野への中小企業の参入を支援し、萌芽期を脱し成長期へと向かう本県の環境関連産業群の基盤をさらに強固なものとするを旨とします。

また、環境意識の高い県民のもと環境関連ものづくり企業が集積する本県の強みを活かし、本県企業が持つすぐれた製品・技術を県内外に発信することにより市場化や販路開拓を支援します。

● 「おいしがうれしが」キャンペーンの推進

〈食のブランド推進課〉

「おいしがうれしが」キャンペーンは、県民の皆さんに県産農畜水産物やその加工品を知っていただき、消費する機会を増やすことによって、滋賀の食材や食文化の豊かさを実感できる「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい！」と言えば、提供した人が「うれしい！」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

地産地消は輸送距離が短く、消費者に鮮度の良い食材を届けることができます。

平成26年（2014年）3月末現在のキャンペーン参加店舗数は1,180店舗です。各店舗での取組は、ホームページ（<http://shigaquo.jp/oishiga/>）で紹介していますので、県産農畜水産物の魅力をお楽しみください。

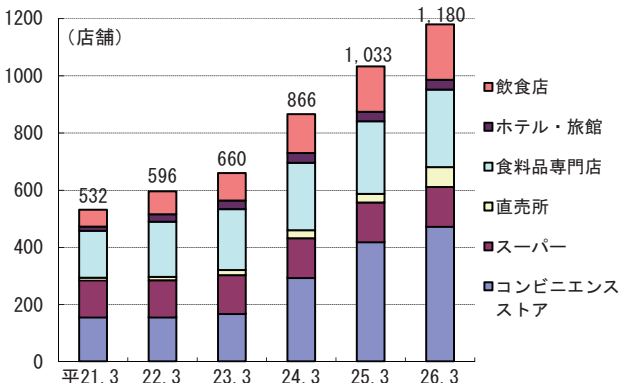
◆ ロゴマーク

自然がおいしい、心がうれしい。



やっばり地産地消を応援する

◆ キャンペーン参加店舗数の推移



● 環境こだわり農業の推進

〈食のブランド推進課〉

■ 環境こだわり農業の普及拡大

本県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を推進しています。平成15年（2003年）に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、

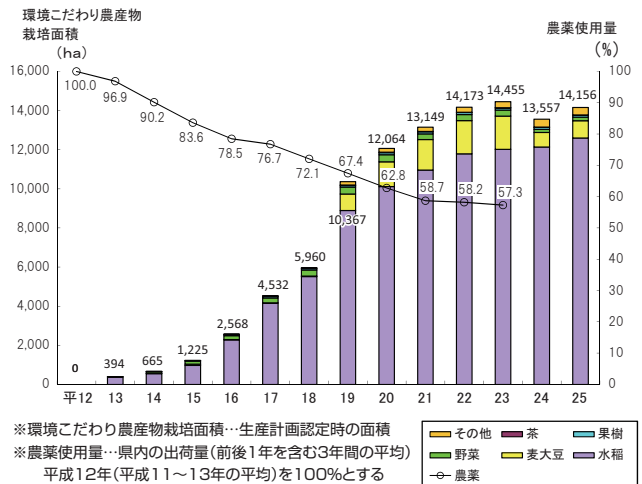


平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を行ってきました。

平成25年度には、環境こだわり農産物栽培面積は14,156haに達し、このうち水稲では作付面積の39%で取り込まれるまで拡大しています。引き続き、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードになるよう推進していきます。

■ 環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移

環境こだわり農産物栽培面積が拡大するとともに、県内の化学合成農薬の使用量は減少しています。



■ 流域みんなで支える環境こだわり農業

環境こだわり農業の一層の拡大のためには、環境こだわり農産物が広く利用・購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、農業者の琵琶湖に対する思いを込めたポスター、リーフレットを作成し、量販店や直売所等で掲示いただくなど普及啓発を進めています。

さらに、県内のみならず、琵琶湖・淀川流域の消費者の理解促進と利用拡大を図るため、京阪神に向けたPRも行います。

● 県産木材の利用促進

〈森林政策課県産材流通推進室〉

木材は、人にも環境にも優しい自然素材で、産業や環境の両面で利用価値が極めて高い資源です。

県面積の約2分の1を占める森林には、利用できる大きさに育ったスギやヒノキが多くあり、これらを伐採して、県内で加工や利用する地産地消の推進は、雇用の促進をはじめ林業や木材関連産業の振興に貢献します。

また、木造住宅や木製家具は、二酸化炭素を長期間にわたって封じ込めており、地産地消は、輸送や製造過程での二酸化炭素の排出を軽減するなど、木材利用は地球温暖化防止にも貢献します。

特に、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まった平成24年（2012年）7月以降は、木質バイオマス発電の燃料としての木材の価値が高まってきており、木材利用の意義はますます大きくなっています。

県産木材の利用促進に向けて、住宅や公共施設の木造化による需要の拡大やバイオマス利用などの新たな需要の創出、さらには、需要と供給のバランスがとれた効率的な木材の流通の仕組みづくりに取り組んでいます。

● 滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

〈住宅課〉

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取組が求められています。

本県では、県内産の木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年（2007年）3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年（2008年）12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のづくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、平成26年（2014年）6月末現在8グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

● エコ交通の推進

〈交通政策課〉

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として地域のイベントと連携した鉄道誘客や、公共交通機関を活用したモデルコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援しています。

■ 自転車利用促進事業

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車利用の啓発や情報の発信に取り組んでいます。

● にぎわいのまちづくり総合支援事業

〈中小企業支援課〉

本県では、地域コミュニティの核である商店街がかつてのにぎわいを再生し、地域の課題を解決する場としての役割を高めることを目的に、「にぎわいのまちづくり総合支援事業」を実施しています。地域課題には、「地域資源の活用」や「環境」も含まれ、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等にも支援を行っています。

● グリーン購入の取組

〈循環社会推進課〉

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定め、「グリーンオフィス滋賀」の推進にも努めています。

さらに、一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク（滋賀GPN）を支援するなど、県内のグリーン購入の

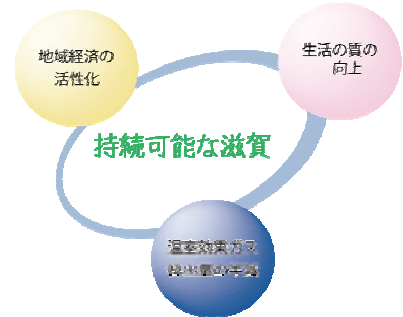
普及促進に取り組んでいます。平成26年（2014年）4月1日現在の会員数は、企業406、行政21、団体43となっています。

● 持続可能な滋賀社会の構築に向けた取組

■ 県域での調査・研究

〈環境政策課、温暖化対策課、琵琶湖環境科学研究センター〉

本県が掲げる2030年の温室効果ガス排出量（1990年比）50%削減目標を実現した低炭素社会の構築には、いつ、どのような施策が必要か、それにはどの程度の人的・経済的な努力



が必要か、またステイクホルダー（利害関係者）のどのような協力・行動変化が必要か、などを定量的に検証する必要があります。

その検証手法を官学の提携により新たに研究・開発し、2010年から目標年の2030年まで、年次ごとの施策の実施状況と、温室効果ガス削減効果をロードマップ（行程表）の形で定量的かつ整合的に示すことを可能にしました。この研究結果は、県が取り組む低炭素社会の実現に向けた行程表作りの中で活用されており、研究と行政の協働により持続可能な社会の取組を進めています。

また、低炭素社会構築のための施策は、環境面での効果のみならず、地域経済の活性化や県民の生活の質の向上といった側面も持っていることから、多様な側面で施策の影響を把握する手法を開発し、滋賀の豊かさを実感しながら、社会転換を図るための具体的な取組や施策などの立案を支援しています。

■ 地域の取組への応援

〈環境政策課〉

持続可能な社会を実現するためには、日常生活や事業活動の変革につながる地域にふさわしい取組を、県や市町、住民、企業、NPOなど幅広い主体の参画により実践する必要があります。このため本県では、平成21～24年度に支援してきた持続可能な地域づくりに取り組むモデル市町での実施内容を「持続可能なまちづくり事例集」としてとりまとめ、県ホームページに掲載し、県内の他地域に展開されるよう情報発信しています。

湖国の風景の保全・創造

● 景観法と風景条例

〈都市計画課〉

本県では、昭和59年（1984年）に風景条例を制定し、美しい湖国の風景づくりに取り組んできました。一方、国では平成16年（2004年）に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。景観法は、これまでの地方自治体の取組に法的な位置づけを与えると同時に、良好な景観を形成するため一定の強制力を含めた様々な仕組みを備えた法律で、地方自治体の取組を促進することが目的となっています。

本県においても、これまで風景条例に基づき推進してきた景観形成の取組をより積極的に推進するために、景

観法に基づく滋賀県景観計画の策定と風景条例の改正を行い、平成21年（2009年）3月27日から施行しています。

景観法では景観行政を担う地方自治体を「景観行政団体」として位置づけており、県内では平成25年度末現在で本県ほか、全市が景観行政団体になっています。これにより、本県が景観行政団体として所管する区域は地図上の白色の区域です。

滋賀県所管区域図



地域の特性を活かした景観形成を図るためには、多くの市町が積極的に景観行政団体になり、地域に応じたきめ細やかな景観行政を進めていくことが望まれます。一方で、琵琶湖を中心とした県全域が一つにまとまりのある滋賀県特有の風景を守り育てていくためには、各景観行政団体相互の連携と協力が不可欠です。このことから、景観行政団体の首長をメンバーにして滋賀県景観行政団体協議会を設立し、県と市とで協力して「琵琶湖」や「歴史的な街道」を大切にした景観形成を図ることで合意しました。

■ 新たな景観施策の概要

滋賀県景観計画および改正風景条例による景観施策は、改正前の風景条例で行ってきた琵琶湖景観形成地域や沿道・河川景観形成地区の景観形成上重要な区域の指定や住民による景観づくりである近隣景観形成協定制度などについては基本的に継承したうえで、さらに以下の新たな施策を盛り込んでいます。また、県内各市町が景観行政団体に移行する際には、滋賀県景観計画の施策を引き継ぐこととしています。

- ・琵琶湖周辺における建築物などの高さを原則13m以下に制限しています。
- ・大きな建築物など（高さ13m以上）は、市街地の中のものでも届出対象とし、景観への配慮を指導しています。
- ・罰則の適用が可能な変更命令などの仕組みを整え、景観形成基準に適合しない行為に対する指導の実効性を高めています。
- ・「景観行政団体協議会」を設置して、県と景観行政団体である市町とが連携・協力しながら県土の景観保全を図ります。
- ・総合的な景観形成を図るため、琵琶湖周辺の屋外広告物に対する規制も強化しています。

● 田園地帯の景観の形成

〈農村振興課〉

田園地帯においては、継続した営農活動が行われることで農業の持つ多面的な機能が発揮され、水田や水路、里山などを中心に様々な生きものが生息する二次的な自然が生まれ、美しい田園景観が形成されてきました。しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、従来の美しい田園景観の維持が困難となるケースが散見されています。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

平成19年度からは、県内の広い範囲で実施する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」による共同活動の中で「心なごむ田園景観を守り育てる取組」として農道法面への植栽や、営農活動と一体となったきめ細かな草刈りなど、地域ぐるみの取組により空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に努めています。



芝桜の植栽（長浜市木之本町杉野）

● 沿道景観の創造

〈道路課〉

道路は、生活に密着した社会基盤（空間）で、良好な生活環境を創造する上で、大切な役割を担っており、美しい景観を構成する重要な要素の一つです。

このため、まちづくり計画と整合を図りながら、道路緑化や電線類の地中化など、親しみとおいのある道づくりを沿道住民の皆さんとともに進めています。

また、道路植栽の維持管理についても、地域住民や企業と連携して取り組み、道路への愛着心を醸しながら、沿道景観づくりを推進しています。



道路愛護活動事業（彦根市）

歴史的環境の保全 （教育委員会文化財保護課）

● 歴史的文化遺産

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や民家等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。

本県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。



国指定重要無形民俗文化財 近江中山の芋競べ祭り 日野町中山

● 琵琶湖と文化的景観

本県には人々の営みと琵琶湖の織りなす美しい景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」〔平成18年（2006年）1月選定〕や「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」〔平成20年（2008年）3月選定〕、「高島市針江・霜降の水辺景観」〔平成22年（2010年）8月選定〕が選ばれ、さらに平成26年（2014年）3月には「米原市東草野の山村景観」が選ばれました。



重要文化的景観 米原市東草野の山村景観
（米原市教育委員会提供）

また、本県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」（平成23年3月）を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取組を進めています。

- ◆ 県指定（選定）文化財の件数（平成26年3月現在） 411件
- ◆ 登録有形文化財の件数（平成26年3月現在） 342件

トピックス TOPICS

ふるさと文化財の森システム推進事業

（教育委員会文化財保護課）

平成26年3月、近江八幡市の西の湖の葎地2地区が、ヨシの材料地としては全国で初めて文化庁が設定している『ふるさと文化財の森』に設定されました。『ふるさと文化財の森』とは、文化財建造物を修理し後世に伝えていくにあたり、木材や檜皮、茅、漆などの修理に必要な資材の安定的な確保と、技能者の育成のための研修地として、各資材の生産地を設定し、活用するものです。

琵琶湖最大の内湖である西の湖の葎は、主に屋根の葺き材として用いられ、また簾などに加工され親しまれてきましたが、現在は安価な葎加工製品の輸入や葎葺屋根の減少などから、厳しい状況となっており、今後『ふるさと文化財の森』の制度の活用により、西の湖の葎地の保全と葎産業のさらなる発展につながることを期待されます。



『ふるさと文化財の森』に設定された西の湖の葎地

調査・研究の推進と成果の活用

琵琶湖をはじめとする滋賀の環境を保全するため、本県では試験・調査・研究などを行う機関を設置しています。

- ① 琵琶湖環境科学研究センター
- ② 衛生科学センター
- ③ 琵琶湖博物館
- ④ 工業技術総合センター
- ⑤ 東北部工業技術センター
- ⑥ 畜産技術振興センター
- ⑦ 農業技術振興センター
- ⑧ 水産試験場
- ⑨ 滋賀県立大学

● 琵琶湖環境科学研究センター

（琵琶湖環境科学研究センター）

琵琶湖環境科学研究センターは、琵琶湖と滋賀の環境について、直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析して、政策提言を行います。

また、センターの知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援



することで、地域への貢献を図っています。

さらに、国際的な視点からの研究活動・貢献を視野に、国際研究交流を進めています。

平成26年度から平成28年度は、第4期中期計画に基づき、「持続可能な滋賀社会の構築」、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」「環境リスク低減による安全・安心の確保」に向けて試験研究を推進し、課題の発見・詳細な現象把握に努め、施策などへの提言を行います。

なお、平成26年4月に森林センター（試験研究部門）がセンターに移管されたことを契機として、森林から湖までなど、より総合的視点に立った試験研究を推進します。

■試験研究の推進内容

- ◆公共用水域・生物環境・大気環境・土壌環境についてモニタリングを行うとともに、新たな課題の発見に努めます。
- ◆北湖の低酸素化やPM2.5等の大気汚染物質、化学物質の詳細把握に向けた調査解析を実施します。
- ◆本県の喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた研究をはじめ、適切な森林管理や持続可能な滋賀社会のあり方などについて、総合的に研究を推進します。

琵琶湖博物館

〈琵琶湖博物館〉

琵琶湖博物館では、3つの研究領域について、総合研究、共同研究、専門研究などの研究プロジェクトを組み合わせ研究活動を行っています。この研究活動は、博物館の活動基盤であり、その成果は博物館の展示、交流、情報発信活動に広く活かされています。また、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めながら、人々が地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう応援しています。

■研究領域

- ◆環境史研究領域：『「湖と人間」との関わりが、歴史的にどのようにできあがってきたのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆生態系研究領域：『「湖と人間」の関わりが、今どのようになっているのか』をテーマに研究調査を行っています。
- ◆博物館学研究領域：『「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか』をテーマに研究調査を行っています。

生態学琵琶湖賞

〈環境政策課〉

生態学琵琶湖賞は、水環境やその関連分野の生態学の発展を願うとともに、地域社会だけでなく世界に貢献することを目的として、平成3年度に本県が創設したものです。この賞では、学術的・社会的見地から優れた業績をこの分野で挙げ、今後さらなる活躍を期待される、東アジア地域、東南アジア地域、西太平洋地域および国内の研究者を滋賀県知事および日本生態学会会長の連名で表彰しています。平成21年（2009年）の第15回授賞式からは日本生態学会が本賞を主催しており、本県も運営に協力しています。

世界の水問題への貢献

●（公財）国際湖沼環境委員会（ILEC）

〈環境政策課〉

ILECは、世界の湖沼環境の健全な管理とその推進を目的として、本県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61年（1986年）に設立された国際的な非政府機関（NGO）です。



国連環境計画（UNEP）や世界銀行などの国際機関、国際協力機構（JICA）などの政府機関と共同し、世界の湖沼環境保全にかかる情報収集・提供、調査研究、研修事業、環境教育など、国際的な活動を展開しています。開発途上国における湖沼環境管理と健全な湖沼開発計画への支援のため、統合的湖沼流域管理（ILBM）研修事業などを実施しています。

また、昭和59年（1984年）に県の提唱で開催され、概ね隔年で開催されている世界湖沼会議を、開催国の団体と共催しています。

● 第15回世界湖沼会議

〈琵琶湖政策課〉

第15回世界湖沼会議は、平成26年（2014年）9月1日～9月5日にイタリア共和国ペルージャ市にて、現地運営委員会とILECとの共催により開催されました。



第15回世界湖沼会議
（平成26年9月 イタリア共和国ペルージャ市）

昭和59年（1984年）に第1回会議を滋賀県大津市で開催してからちょうど30年を迎えた今回の湖沼会議には、世界の湖沼研究者やNGO、行政関係者等が多数参加し、世界の湖沼問題の解決に向けて様々な議論が行われました。本県からは、琵琶湖の総合的な保全や生物多様性戦略、水草対策への取組等について、各分科会セッション、本県ブースにおける説明やパンフレット配布等により、本県の取組を世界に向けて広く発信し、情報交換を行いました。本県が提唱して始まった世界湖沼会議は、世界の湖沼環境問題の解決に向けて貢献しています。

● 世界水フォーラムへの参加

〈琵琶湖政策課〉

世界水フォーラムは世界水会議（World Water Council：WWC）が主催する国際会議で、水に関わる政策決定者、専門家等が一堂に会し、平成9年（1997年）から3年ごとに開催されています。平成24年（2012年）3月にフランス共和国マルセイユ市において開催された第6回フォーラムに本県からも参画し、琵琶湖や琵琶湖・淀川流域の取組と重要性のアピールを行い、統合的流域管理の必要性を広く世界に訴えました。



第6回世界水フォーラム
（平成24年3月 フランス共和国マルセイユ市）